

分娩取扱施設支援事業給付金交付要綱

(通則)

第1条 令和7年4月1日付け医政発0401第5号厚生労働省医政局長通知「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について」に係る別紙「医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」（以下「緊急支援事業実施要綱」という。）の規定に基づき実施する分娩取扱施設支援事業給付金（以下「給付金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この給付金は、特に分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱機能の維持のための取組を支援し、地域でこどもを安心して生み育てることのできる周産期医療体制を確保することを目的とし、予算の範囲内で交付する。

(交付対象者)

第3条 給付金の交付対象者は、分娩取扱施設のうち、令和5年度における分娩取扱件数が、平成29年度から令和元年度の3年間ににおける分娩取扱件数の平均を下回っている病院、診療所及び助産所とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの補助金等の交付を受ける分娩取扱施設は、支給の対象としない。なお、(1)及び(2)については、令和6年度に実施する事業に限るものとする。

(1) 平成21年4月1日医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業

(2) 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業

(3) 緊急支援事業実施要綱に基づき実施する地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）及び地域連携周産期支援事業（産科施設）

(交付額)

第4条 給付金の額は、次の施設に応じて以下のとおりとする。

(1) 病院又は診療所 1施設あたり250万円

(2) 助産所 1施設あたり100万円

(給付金の交付申請等)

第5条 給付金の交付を受けようとする分娩取扱施設は、交付申請書兼口座振込依頼書（様式第1号）に関係書類等を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請書兼口座振込依頼書（様式第1号）の提出をもって、交付の申請及び実績報告書の提出があったものとみなす。

（給付金の交付決定及び額の確定）

第6条 知事は、申請者から前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容の審査を行い、交付すべきと認めるときは速やかに交付の決定及び額の確定を行い、給付金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消等）

第7条 知事は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

- （1）給付金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- （2）給付事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反した場合

（不当利得の返還）

第8条 知事は、給付金の交付を受けた後に交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった分娩取扱施設又は偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けた分娩取扱施設に対して、期限を定めて交付を行った給付金の返還を命じるものとする。

（書類の保管）

第9条 給付金事業に係る証拠書類等の管理については、これを事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月27日から施行し、令和7年度給付金に適用する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された給付金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。